

1. 水質基準

水質基準に関する省令 平成15年5月30日

項 目		基準値(mg/ℓ)以下	備考
1	一般細菌	100個/ml	
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	
4	水銀及びその化合物	0.0005	
5	セレン及びその化合物	0.01	
6	鉛及びその化合物	0.01	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	
8	六価クロム化合物	0.05	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	
11	フッ素及びその化合物	0.8	
12	ほう素及びその化合物	1.0	
13	四塩化炭素	0.002	
14	1,4-ジオキサン	0.05	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	
16	ジクロロメタン	0.02	
17	テトラクロロエチレン	0.01	
18	トリクロロエチレン	0.01	
19	ベンゼン	0.01	
20	塩素酸	0.6	
21	クロロ酢酸	0.02	
22	クロロホルム	0.06	
23	ジクロロ酢酸	0.04	
24	ジブromokロロメタン	0.1	
25	臭素酸	0.01	
26	総トリハロメタン	0.1	
27	トリクロロ酢酸	0.2	
28	ブromोजクロロメタン	0.03	
29	ブromホルム	0.09	
30	ホルムアルデヒド	0.08	
31	亜鉛及びその化合物	1.0	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	
33	鉄及びその化合物	0.3	
34	銅及びその化合物	1.0	
35	ナトリウム及びその化合物	200	
36	マンガン及びその化合物	0.05	
37	塩化物イオン	200	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	
39	蒸発残留物	500	
40	陰イオン界面活性剤	0.2	
41	ジェオスミン	0.00001	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001	
43	非イオン界面活性剤	0.02	
44	フェノール類	0.005	
45	有機物(TOC)	3	
46	PH値	5.8~8.6	
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5度	
50	濁度	2度	